

積立貯蓄解約届（添付届け出資料）

「積立貯蓄解約届」を提出される場合には、下記内容をお読みいただき、「積立貯蓄解約届」とともに必ず当「添付届け出資料」も提出ください。

< 【重要・注意事項】 「積立貯蓄の解約手続き」と「貯蓄奨励金付与」の関係について >

積立貯蓄制度では、貯蓄奨励金は毎年9月26日・3月26日のみに付与されるしくみとなっているため、

- ◆原則として「貯蓄奨励金を受け取りたい場合には、それまで積立貯蓄を解約してはいけない（積立貯蓄を解約してしまうと貯蓄奨励金が付与されない）」

ことに注意が必要です。そのため、

- ◆退職等の理由で積立貯蓄を解約しなければならない時に、「日割り貯蓄奨励金（直近の計算開始日から解約日までで日割り計算した貯蓄奨励金）」を受け取るためには、貯蓄奨励金付与後に積立貯蓄を解約するという手順を踏む（解約手続きを一旦保留する）

必要があります（※貯蓄奨励金付与まで積立貯蓄は解約できないことに注意ください）。

上記2点の内容をよく確認いただき、以下のどちらかを選択してください。

| 加入者番号 | | お名前 | |
|---------|--|----------------------------|--|
| 【1】即時解約 | | 【1】か【2】のどちらかに必ず「○」を記入ください。 | |
| 【2】保留解約 | | | |

- 【1】解約までの「日割り貯蓄奨励金」は不要なので（付与されなくても構わないので）、積立貯蓄をすぐに解約したい場合 → 「【1】即時解約」欄に「○」を記入ください。

「日割り貯蓄奨励金」の金額が少額である等の理由で不要である場合や、積立貯蓄（及び三井住友信託銀行（以下、SMTBと表記）の口座）をすぐに解約したい場合には「【1】即時解約」を選択ください。

こちらを選択して当資料を提出いただいた場合、SBS・SMTBでの所定の手続きが済むと積立貯蓄は即時に解約されますので、その後はSMTBの口座窓口等で必要な手続きをお済ませください（→（★）にお進みください）。

- 【2】積立貯蓄の解約を保留しても良いので、解約までの「日割り貯蓄奨励金」を受け取りたい場合 → 「【2】保留解約」欄に「○」を記入ください。

9月26日・3月26日まで積立貯蓄の解約を保留しても良いので、「日割り貯蓄奨励金」を受け取りたい場合には「【2】保留解約」を選択ください。

こちらを選択して当資料を提出いただいた場合、9月26日・3月26日どちらかの「日割り貯蓄奨励金」付与まで、SBSで「積立貯蓄解約届」のSMTBへの提出を一旦保留させていただき、付与後SMTBに提出致します。積立貯蓄の解約はそれからになりますので、その後はSMTBの口座窓口等で必要な手続きをお済ませください（→（★）にお進みください）。

（★）積立貯蓄解約後の手続き → 「積立貯蓄解約届」の“お手続き内容”を選択ください。

- ◆「 中途解約し「積立貯蓄用」普通預金へ入金」を選択
→ SMTBの普通預金に貯蓄が移行しますので、その後、SMTBの窓口で口座そのものの解約手続きが可能になります。
- ◆「 一般のスーパー定期へ切り替え」を選択
→ SMTBのスーパー定期口座に貯蓄が移行します。
また、金銭信託部分は解約され、普通預金に貯蓄が移行します。